

**「岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画（素案）」
パブリックコメントでの意見に対する回答**

- 1 募集期間：令和6年11月25日～12月27日
- 2 意見数：40件
- 3 意見提出人数：11人 ※同一意見提出者から複数にわたるご意見をいただいている場合があるため、意見提出者人数と意見数は一致していません。
- 4 意見の概要及び市の考え方

意見	回答
第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の趣旨・目的 (P1)	
男女共同参画社会が未だ実現されていない現状についての言及がなく、女性が抱える困難は社会的な男女の力の差により生じていることへの市民の理解が促進されるような文言を明示してほしい。	女性が女性であることにより困難な問題を抱える状況に陥ることについては、「5 支援の対象者」において記載していますので、追記は行いません。
第1章 計画の策定にあたって 6. 支援の基本的な考え方 (P3)	
8行目～の文章に医療機関も入れてほしい。 「多様化する女性の抱える問題に対応するためには福祉事務所や保健所、子ども総合相談所などの市関係部署との連携を強化するとともに、岡山県女性相談支援センター、警察、医療機関などや様々な活動を行っている民間団体等とも連携する」	医療機関との連携については、P5(6) その他の関係機関に記載していますので、追記は行いません。
第1章 計画の策定にあたって 7 支援に関わる体制(5) 民間支援団体等	
民間はほとんどが持ち出しの善意で現場を支えている。民間と対等な立場となるために、民間への助成が欠かせないことを盛り込んでほしい。	民間への助成については、「基本目標2 民間支援団体との協働・連携の推進 (1) 民間支援団体等の運営に対する支援」において記載していますので、追記は行いません。
第1章 計画の策定にあたって 7 支援に関わる体制 (P5)	
15頁の現状から見えてきた主な課題【支援内容に関する課題】に「心理面や医療的ケアなどにおいて専門的な支援の必要性」と支援に関わる体制について記述があることから、以下のとおり追加してはどうか。 精神保健福祉センター(こころの健康センター) ・心身の回復は緊急時支援から中長期支援には必須の支援である。 相談時のアセスメント対応についても取り残されてきた心理的ケアから治療につなげることが重要である。	精神保健福祉センター(こころの健康センター)は、(3)その他の市関係部署に含まれていることから、追加の記載は行いませんが、第3章3基本目標1(1)に以下のように追記します。 ■精神保健福祉センター(こころの健康センター) ・こころの悩みについて、本人や家族からの相談に対して電話で対応します。 ・電話相談の内容によっては、来所相談等で対応します。
第1章 計画の策定にあたって 7 支援に関わる体制 (7) その他 (P5)	
連携体制について以下のとおり追記してはどうか 「③連携体制 関係機関等との連携時、当事者・支援者が混乱を招かぬよう、共通シートを活用し、適宜連携を行えるよう取り組みます。」	本基本計画(案)は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性を示したものです。連携方法等については、ご提案内容も含め今後の具体的な施策の実施にあたり参考とさせていただきます。

意見	回答
第1章 計画の策定にあたって 7 支援に関わる体制 (7) その他 ①苦情への対応 (P5)	
<p>詳細に知らせることが必要であることから、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「〜〜また、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第20条に苦情の申し出が可能であり</p> <p>2, 市長は前項の申し出を受けたときに適切に処理をする。 3, 市長は苦情の処理に当たっては岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聞かなければならない」</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>①苦情への対応 (前略) また、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第20条に基づき、苦情を申し出ることとも可能であり、その際は、男女共同参画専門委員会の意見を聞き、適切に対応します。</p>
<p>より市民にわかりやすく、また、「処理」という言葉は、改善するという意味合いがとりにくいので、次のように変える。 「…第20条に基づく → …第20条に基づき、市長に ・その際は速やかに処理を行います。→ その際は、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴き、適切に対応を進めます。」</p>	
第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題 1 現状 (P6)	
<p>前文の、岡山市が行っている施策としてあげられているなかに、「ひとり親家庭への支援」を入れる。計画全体のなかに、「ひとり親家庭」の存在を表すべきである。</p>	<p>ひとり親家庭には母子・父子家庭とあることから、「ひとり親家庭」についての記述の追加は行いませんが、母子のひとり親家庭における困難については、女性支援の側面と子供への支援の側面があることから、関係課と連携し適切に対応してまいります。</p>
第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題 1 現状 ⑤その他参考資料 イ 岡山県における人工妊娠中絶数 (P12)	
<p>20・30代の人工中絶の理由に、配偶者から暴力的性交の結果、中絶せざるを得ない者もある。少子化の中で、医師と行政、民間企業が連携し、子どもを産めるように促進すべきである。 医師は中絶前に子どもを産む大切さを説き、行政は困っていることの解決策を提示、民間企業は子どもの養育手当を増やす努力義務を提示する</p>	<p>本計画は、女性が予期せぬ妊娠による困難を抱えることのないように教育や啓発を行うことや、予期せぬ妊娠をしたとしても本人の意思に寄り添った支援を行うためのものであることから追記は行いません。</p>
第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題 2 現状から見えてきた主な課題 (P15)	
<p>相談体制の充実。市民の相談窓口として広報されているものの、実際には相談員の無知による二次被害が起こっている。 当事者である市民の追い込まれた状況への理解や対応が不足しているため、相談員の資質向上が必須であることをうたってほしい。</p>	<p>相談員の資質向上の必要性は認識をすることであり、「第3章3基本目標1(8)人材育成及び研修の充実」として、相談員の資質向上や窓口職員の研修等について記載していることから、追記は行いません。</p>
<p>・昨年度と比べて、高齢層の電話相談が少ないと感じます。ネットやSNSの情報が伝わりにくい世代だと思えます。地元紙や市民便りなど、紙媒体の広報も力を入れて欲しいです。高齢化社会のなかで、独居の高齢女性がますます増えてくると感じます。</p> <p>・外国出身の方からの相談も数件出て来ました。対応できるスキルをもった相談員が必要になってきたと感じています。</p> <p>・市や県の保護施設にも、男児や多子の入居可能にしていきたいです。</p> <p>・こどもの様子から、家庭の問題が見えてくると感じます。学校現場の方に、こどもだけの支援でなく、女性支援・家庭支援の大切さを知っていただき、連携が必要だと感じます。</p>	<p>本基本計画(案)は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性を示したものです。いただいたご意見は今後の具体的な施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>

意見	回答
<p>第3章 計画の内容 2 基本目標に対する施策の方向性 (P16)</p>	
<p>1 DVと虐待は裏表セットのことが多く、児童のケアはされているが大人の被害者へのその後のケアが不足していると感じる。各機関、被害者へは行政・民間の相談窓口を案内してほしい。</p> <p>3 周知について、県女相のように県内外のスーパーのトイレなどに掲載してほしい。</p> <p>4 被害者…回復までのケア、加害者…繰り返すことのないようプログラムを徹底して行ってほしい。学校などでの講演は就学前～大学までしてほしい。市民参加はこれから子育てする親を対象としたり、高齢者へも研修をしてほしい。</p>	<p>本基本計画（案）は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性を示したものです。いただいたご意見は今後の具体的な施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P17) 基本目標1 (1) 相談支援体制の充実</p>	
<p>体制の強化として以下の内容を追加してはどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援メニューを整備して利用者に提示する ・共通シート作成して相談者がたらい回しになることなく、それぞれの関係機関で適切な支援を受けられるようにする。 	<p>本基本計画（案）は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性を示したものです。支援体制の強化としてお示しいただいた内容については、今後の具体的な施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>主な事業・取組として、専門相談に「精神保健福祉センター」を追加してはどうか。</p>	<p>主な事業・取組についてはご意見を踏まえ以下のとおり追記します。</p> <p>■精神保健福祉センター（こころの健康センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの悩みについて、本人や家族からの相談に対して電話で対応します。 ・電話相談の内容によっては、来所相談等で対応します。
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画相談支援センター相談員、家庭・女性相談員には、女性支援に関わる高い専門性と経験が求められるため、継続して業務にあたる正規雇用や継続的な雇用で専門性を身につけることができるようにすること。 ・男女共同参画相談支援センターにおいては、相談員を孤立させず、メンタル的な負担軽減や包括的支援につなげるため、シフトには相談員を複数配置し、相談員一人対応の時間帯がないよう、体制充実にもむけて、増員を行うこと。関係機関等への同行支援を行うこと。 ・相談者がたらいまわしにならないように、県の関係機関も含めた共通シートやマニュアルなどの体制整備を行うこと。 	<p>相談員のスキルアップや、メンタル面での負担軽減などは必要なことと認識しております。また、共通シートの活用などについては、今後の体制づくりにおいて参考とさせていただくとともに、岡山県に伝えさせていただきます。</p>
<p>第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P18) 基本目標1 (3) 被害回復及び生活回復支援</p>	
<p>事業・取組)のはじめの文章に、「男女共同参画相談支援センターや地域こども相談支援センター、教育機関などと綿密な連携を図り、性暴力被害の早期発見を行い」を入れること。</p>	<p>「性暴力被害の早期発見」には、被害を申告しやすい窓口及び適切な対応が必要と認識しており、相談員の専門知識の習得や資質の向上等が欠かせないものとして、「基本目標1(8)人材育成及び研修の充実」に記載していることから、追記は行いません。</p>
<p>18才未満の女性の支援の文章のあとに、性的被害者が「性非行」「家出少女」としてとらえられやすい若年女性については、背後にある虐待、貧困、家族問題、孤立、障がいなどの問題を十分に考慮して、教育委員会・学校園も含めて、支援にあたることを入れること。</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>性的な被害者が若年女性の場合「性非行」等と捉えられがちですが、背後にある虐待、貧困、家族問題、障害などの問題について十分考慮して対応する必要があることから、18歳未満の女性の支援については、学校園、こども総合相談所、児童家庭支援センター、子どもシェルター、自立援助ホーム等とも連携し対応します。</p>

意見	回答
<p>第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P18) 基本目標1 (4) 同伴児童等への支援</p>	
<p>「西田真愛ちゃん虐待死事件」も児相と警察対応があれば事件が食い止められたと思うことから、警察対応も重要である。</p>	<p>警察との連携については、「第1章6 支援の基本的な考え方」及び「7 支援に関わる体制 (6) その他の関係機関」に記載していることから追記はしませんが、同伴児童の有無にかかわらず、警察の介入が必要な場合は速やかに対応します。</p>
<p>第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P18) 基本目標1 (5) 自立に向けた住居確保や就労に向けた支援</p>	
<p>住まいの確保について、公営住宅への入居ができるように努めていただきたい</p>	<p>住居の確保については、自立に向けた支援として、関係機関や民間支援団体とも連携して多様なニーズに対応できるよう努めることを記載しています。市営住宅への申込に際しては、ひとり親世帯、DV被害者、高齢者等に対して当選率の優遇措置が設けられているところですが、ご意見について所管部局とも共有させていただきます。</p>
<p>高齢の単身女性、外国籍で女性、貧困女性など、複合的に困難を抱えている女性たちは、賃貸住宅市場で入居差別に遭っているケースが高いです。もっと公営住宅に入りやすくしてください。</p>	<p>住居の確保については、自立に向けた支援として、関係機関や民間支援団体とも連携して多様なニーズに対応できるよう努めることを記載しています。市営住宅への申込に際しては、ひとり親世帯、DV被害者、高齢者等に対して当選率の優遇措置が設けられているところですが、ご意見について所管部局とも共有させていただきます。</p>
<p>タイトルを「自立に向けた支援」とすること。</p>	<p>ご意見を踏まえタイトルは以下のとおり修正します。 基本目標1 (5) 自立に向けた支援</p>
<p>自立支援については、何より、性暴力・性的被害・性的搾取等からの回復に向けての心理的な支援が必要である。そして、住居確保や就労だけではなく、生活支援、日中活動による社会的自立、経済的な自立等への支援が、中長期にわたって切れ目なく行われなければなりません。これらの支援に向けて、民間支援団体と連携をし、伴走型の寄り添った取り組みを行うことについて記載すること。母子生活支援施設・仁愛館への言及もすること。</p>	<p>母子生活支援施設仁愛館は市関係部署の一つで第1章における(2)市関係機関に含まれていることから、この章には追記しませんが、ご意見を踏まえ、第3章基本目標1(5)を下記のとおりに追記します。</p> <p>(5) 自立支援については、個々の支援対象者の状況や希望に応じて、民間支援団体等とも連携し、社会福祉サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営みその人らしい暮らしを実現することを目指します。子どもを同伴している場合は、母子そろって自立に向けた支援を行う施設である母子生活支援施設仁愛館を本人の希望に応じて利用していきます。 <u>(後略)</u></p>
<p>母子生活支援施設・仁愛館についての記述や位置づけがない。第1章における支援に関わる体制への記載、第2章の現状と課題における実績・実情の記載、第3章における支援への位置づけなどが必要であるので、入れてほしい。</p>	<p>母子生活支援施設仁愛館は市関係部署の一つで第1章における(2)市関係機関に含まれていることから、この章には追記しませんが、ご意見を踏まえ、第3章基本目標1(5)を下記のとおりに追記します。</p> <p>(5) 自立支援については、個々の支援対象者の状況や希望に応じて、民間支援団体等とも連携し、社会福祉サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営みその人らしい暮らしを実現することを目指します。子どもを同伴している場合は、母子そろって自立に向けた支援を行う施設である母子生活支援施設仁愛館を本人の希望に応じて利用していきます。 <u>(後略)</u></p>
<p>岡山市としてのステップハウスや女性自立支援施設の運営についての検討も行うこと。</p>	<p>女性自立支援施設については、女性相談支援センターを運営していることが条件となることから、市における運営は考えておりません。ステップハウスについては、他都市の状況等も研究してまいります。</p>
<p>第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P19) 基本目標1 (7) 支援調整会議によるネットワークの構築</p>	
<p>岡山県との連携は必至であり、また幅広い民間支援団体や関係機関との連携や情報収集も必要であるため、県による支援調整会議への参加についても言及をすること。</p>	<p>岡山県との連携の重要性は認識しているところです。岡山県の計画においては女性相談業務に直接関わっている相談機関の横断的組織である「女性相談員等連絡会議」を支援調整会議に発展させる旨が記載されており、この連絡会議には本市の主な相談機関が参加しているところです。</p>

意見	回答
<p>第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P19) 基本目標1 (8) 人材育成及び研修の充実</p>	
<p>相談支援員の言葉一つで、信頼を失い支援を受けることをあきらめる人がいないように、研修の内容を充実し、一層の資質向上を図っていただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一段落において、研修等への参加が書かれているが、研修は要であるため、「参加を推進します」ではなく、「積極的に参加をします」とすべきである。 ・男女共同参画相談支援センターの相談支援員、地域こども相談センターの家庭・女性相談支援員には、困難な状況の理解、法制度の知識などの専門的知識だけでなく、基本的な態度や留意点、関連機関や民間団体との連携や、ソーシャルワークが必要であるため、体系的な基礎的研修を実施することを入れる。また、新任相談支援員には、モニタリングやOJTを含む十分な研修を実施した上で支援にあたることも入れること。 ・相談支援員の孤立を防ぎ、バーンアウト(燃え尽き)状態に陥らないよう、外部のカウンセラーなどの専門家が助言や指導を行うスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めることを入れること。 ・医療や精神障がい、妊娠などに関わる専門機関と協力をして適切な支援が行えるよう、定期的に課題や情報の共有を図るなど、連携に努めること。 	<p>本計画(案)は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性を示したものです。</p> <p>各相談窓口の相談員については、OJTを含む研修を実施しつつ、各種研修の受講等により専門的知識の習得に努めています。また、DVと児童虐待の強い関連性に注視し、こども総合相談所とも連携し、教職員を含め研修を行うことなど記載しているところです。</p> <p>相談員のメンタルヘルスに資するスーパーバイズの実施についてはすでに実施しております。</p> <p>市役所職員への研修については、窓口職員への研修について記載しているため追記はしませんが、支援措置にあたる職員に対しては、継続的な研修、確認の徹底等を行ってまいります。</p> <p>相談環境の整備や、支援の実施についてのご意見については、今後の施策の実施において参考とさせていただきます。</p>
<p>新しく「相談窓口の対応」の項目をたて、次を入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者が安心して相談できるような空間(カウンター越しなどではなく)の環境の整備をすること。 ・相談者が相談窓口で支援を受けられる支援メニューを提示し、初期段階からアセスメントを行い支援計画を立てること。 <p><支援メニューとは(案)> ※抱えている問題の整理、危険度のアセスメント、対応策の提案、意思決定の援助 ※警察での援助、捜査に関わる支援 ※法律相談、妊娠・出産支援、心理カウンセラーによる支援(紹介)、福祉支援(経済的支援、保育など子どもの支援)、就労支援、居住支援</p>	
<p>新しく「相談支援」の項目をたて、岡山県のように、外国人女性、高齢者や病気・障がいのある人、性的マイノリティの人などの配慮を必要とする被害者の支援を位置づけ、ノウハウをもつ団体との連携、マニュアル整備、通訳や介護者などの予算措置を行うことを入れること。</p>	
<p>新しく「市役所職員への研修」の項目を立て、とりわけ窓口職員への研修を行うこと。そして、支援措置に携わる職員については、研修やマニュアル確認の徹底を継続的にを行い、決して支援措置対象者の情報が漏れることがないようにすることを明記すること。</p>	
<p>資質向上のためには、新任相談員だけではなく、現相談員のも定期的にOJT、モニタリングなどを実施するは、相談にあたり新たな発見や課題が見えて有効である。</p>	
<p>第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P19) 基本目標2 (1) 民間支援団体等の運営に対する支援</p>	
<p>財政支援について:地域子ども相談センターや配偶者暴力相談支援センターとの連携も多く、また当事者から避難の要請も受けます。一時保護所の運営は厳しくなる状況が続いております。ぜひ、財政支援をしていただきたい。</p>	
<p>法律において、民間団体との協働による支援が大きな柱として位置付けられ、民間団体に対する補助規定も創設されました。本素案でも、基本目標の柱として掲げられている。財政支援については「検討していきます」ではなく、「シェルター運営など民間支援団体への財政支援について拡充していきます」とすべきである。</p>	<p>民間支援団体等の運営に対する支援については、現状やニーズの把握に努めながら、実効性のあるものとなるよう検討してまいります。</p>

意見	回答
第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P20) 基本目標3	
<p>20ページを見ると、民間の支援協力団体との協力・連携が強調されていますが、岡山市直営の相談施設は24時間、365日されているのでしょうか？ 公的相談機関は平日5時までの対応で、夜間や日・祝日は民間のボランティア任せが多いなら、余りに負担が大きいのでは？</p>	<p>本市の配偶者暴力相談支援センターは火曜日を除く平日及び土曜日は10時から19時30分まで、日・祝日は10時から16時30分まで相談を受け付けており、岡山県女性相談支援センターでも平日は20時、土曜日も16時30分まで相談窓口が開設されています。また、国のDV相談ナビでは24時間相談を受け付けております。</p>
第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P20) 基本目標3 (1) 相談窓口の周知	
<p>「主な事業・取組」の周知・広報のところに、「新しい法律を受けて、新たに支援対象となる方にも支援内容が伝わるように、公民館などあらゆる施設や学校、企業などを通じて、啓発活動を実施すること」を入れること。 ・岡山県の計画にあるように、「DVと児童虐待が深く関連しているので、特に、児童に関わる支援者、団体等への周知により、DV被害女性、特に若年女性への支援につながることを期待できる」という視点を入れること。</p>	<p>市民に向けた情報発信として、公民館や学校等への発信はもちろんであり、あらゆる機会、場所を通じて啓発に努めてまいります。</p>
第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P21) 基本目標4	
<p>21ページ市民1人ひとりが被害者にも加害者にもならないための教育、啓発、広報の実施とはありますが、DV被害者支援のための加害者プログラムの検討はしていただけないでしょうか？ 被害者支援だけでは再発防止が難しい場合もあるため加害者への教育も必要だと考えます。加害者プログラムを導入することで根本的な解決につながる可能性があるのではないのでしょうか？海外では実施されていたり、他の自治体でも検討されているようなので岡山市でも検討していただければと思います。 素人意見で申し訳ありませんがよろしく願います。</p>	<p>被害者支援のための加害者プログラムについては、他都市の状況等も含め研究してまいります。</p>
第3章 計画の内容 3 施策の方向性に対する主な取組 (P21) 基本目標4 (2) 若年層に向けた啓発	
<p>・学校のところで、「いじめ・性被害相談ダイヤル」についての広報を入れること。 次の文章を入れる。 「教育機関において、未だに絶えない校内の性暴力への対応や防止対策、性的被害を受けた生徒への支援、SSW等を通じた関連機関との連携が十分に行えるよう研修を行うこと。」</p>	<p>教職員への研修については、「基本目標1 (8) 人材育成及び研修の充実」に記載しているところであり、追記は行いませんが、ご意見は教育委員会とも共有させていただきます。</p>
第4章 計画の推進と進捗管理	
<p>「調査研究」の項を立てて、次の文章を入れる。 「調査研究」 男女共同参画相談支援センター、地域こども相談センター、民間団体における支援などの実態がより支援や施策に反映されるように、統一的な指標の設定、ケースの類型別統計、相談者の属性や相談経路、背景、行った支援内容についての分析、研究を行い、公表をすること。</p>	<p>各相談窓口における相談実績や統計等についてはすでに公表していることから、追記は行いません。</p>

意見	回答
その他	
<p>困難を抱える女性が自責の念に駆られるような対応は避け、本来本人が持つ、エンパワメントを発揮できるような支援策施行をしていただきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報なども当事者が相談しやすくなる画像や文章の利用をすることで、ハードルを下げていく ・困難を抱える女性の支援といった起こってしまった被害者支援でなく、これからの被害者・加害者を生まない取り組みのため、「デートDV」「性暴力」「デジタル性暴力」など、早期から学校教育等での啓発を務めてもらいたい 	<p>本計画（案）は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性を示したものです。いただいたご意見については今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。また、教育委員会とも共有させていただきます。</p>
<p>庁内の困難を抱える女性からの相談に関わる相談員を女性相談支援員と名称をしてはどうか。</p>	<p>相談員の名称については、今後の検討とさせていただきます。</p>
<p>男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）では「相談員」、地域こども相談センターでは「家庭・女性相談員」としているが、職務内容から、「相談支援員」、「家庭・女性相談支援員」とすべきである。変更してほしい。</p>	